こんな場合は届出が必要です

◆お子さんが、障害児入所施設に入所したとき

◆受給者が、市外に引っ越したとき

◆受給者またはお子さんが、死亡したとき

◆受給者が、お子さんを監護しなくなったとき

◆お子さんが、満２０歳になったとき

以上の場合は、心身障がい児手当を受給する資格がなくなります。

㊟ **資格がなくなっているのに届出をしないで、手当を受給していますと資格がなくなった月の翌月からの手当は全額返していただくことになります。**

◆障がいの再判定時期が到来したとき

お子さんの障がいの状態を確認する必要があります。

障がい者手帳の更新を忘れずに行ってください。

㊟ **正当な理由がなく障がい者手帳の期限が過ぎてしまった場合、遅延した期間の手当が受給できなくなりますので、期間内に手続をしてください。**

◆お子さんの障がいの程度が変わったとき

◆氏名や住所、支払金融機関が変わるとき

➡以上の場合は、障がい福祉課までご連絡ください。

問い合わせ先　浦安市福祉部障がい福祉課給付係

電話番号　　047-712-6394

Email　　syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp